

中央区国民健康保険運営協議会会長 様

中央区国民健康保険運営協議会規則（昭和 3 4 年 1 1 月中央区規則第 1 4 号）第 2 条第 1 号の規定により、下記について貴会の意見をお伺いいたします。

令和 7 年 2 月 2 0 日

中央区長

山 本 泰 人

記

中央区国民健康保険料率の改定等について

第 1 目的

本区の国民健康保険料については、2 3 区の一体的水準を確保するため、統一保険料方式によることとしており、今般、特別区長会において令和 7 年度特別区国民健康保険基準保険料率が決定したこと等を受け、所要の改定を行うものである。

第 2 改定内容

1 保険料率等

(1) 基礎（医療）分

国保被保険者の医療費などに充てるため賦課する保険料

ア 所得割率：世帯（国保被保険者）の旧ただし書所得に対して乗じる料率
1 0 0 分の 8 . 6 9 を 1 0 0 分の 7 . 7 1 に改める。

イ 均等割額：国保被保険者に均等に賦課する金額
一人当たり 4 9 , 1 0 0 円を 4 7 , 3 0 0 円に改める。

ウ 賦課割合（所得割：均等割）
6 4 : 3 6 に据え置く。

(2) 後期高齢者支援金分

後期高齢者の医療費に充てるため、医療保険料に上乗せして賦課する保険料

ア 所得割率：世帯（国保被保険者）の旧ただし書所得に対して乗じる料率
100分の2.80を100分の2.69に改める。

イ 均等割額：国保被保険者に均等に賦課する金額
一人当たり16,500円を16,800円に改める。

ウ 賦課割合（所得割：均等割）
64：36を65：35に改める。

(3) 介護納付金分

40歳から64歳までの国保被保険者に対して医療保険料に上乗せして賦課する介護保険料

ア 所得割率：世帯（国保被保険者）の旧ただし書所得に対して乗じる料率
100分の2.26を100分の2.25に改める。

イ 均等割額：国保被保険者に均等に賦課する金額
一人当たり16,500円を16,600円に改める。

ウ 賦課割合（所得割：均等割）
62：38を63：37に改める。

2 保険料均等割額の軽減額

(1) 基礎（医療）分

ア 7割軽減額 34,370円を33,110円に改める。

イ 5割軽減額 24,550円を23,650円に改める。

ウ 2割軽減額 9,820円を9,460円に改める。

(2) 後期高齢者支援金分

ア 7割軽減額 11,550円を11,760円に改める。

イ 5割軽減額 8,250円を8,400円に改める。

ウ 2割軽減額 3,300円を3,360円に改める。

(3) 介護納付金分

ア 7割軽減額 11,550円を11,620円に改める。

イ 5割軽減額 8,250円を8,300円に改める。

ウ 2割軽減額 3,300円を3,320円に改める。

3 未就学児の保険料均等割額の軽減額

(1) 基礎（医療）分

ア 5割軽減額 24,550円を23,650円に改める。

イ 1.5割軽減額 7,365円を7,095円に改める。

ウ 2.5割軽減額 12,275円を11,825円に改める。

エ 4割軽減額 19,640円を18,920円に改める。

(2) 後期高齢者支援金分

- ア 5割軽減額 8,250円を8,400円に改める。
- イ 1.5割軽減額 2,475円を2,520円に改める。
- ウ 2.5割軽減額 4,125円を4,200円に改める。
- エ 4割軽減額 6,600円を6,720円に改める。

4 保険料限度額

基礎（医療）分保険料の限度額を65万円から66万円に引き上げる。
後期高齢者支援金分保険料の限度額を24万円から26万円に引き上げる。
介護納付金分保険料の限度額を17万円に据え置く。

5 保険料均等割軽減判定所得

国民健康保険制度の低所得者の保険料負担を軽減する措置として、均等割の5割軽減及び2割軽減の判定所得金額を引き上げる。

(1) 7割軽減の判定所得

43万円＋（給与所得者等の数－1）×10万円以下に据え置く。

(2) 5割軽減の判定所得

（現行） 43万円＋（給与所得者等の数－1）×10万円＋（29.5万円×被保険者数）以下

（改正後） 43万円＋（給与所得者等の数－1）×10万円＋（30.5万円×被保険者数）以下

(3) 2割軽減の判定所得

（現行） 43万円＋（給与所得者等の数－1）×10万円＋（54.5万円×被保険者数）以下

（改正後） 43万円＋（給与所得者等の数－1）×10万円＋（56万円×被保険者数）以下

第3 根拠法規

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）

第4 改正を要する条例

中央区国民健康保険条例（昭和34年11月中央区条例第22号）

第5 施行予定日

令和7年4月1日